

文部科学大臣
遠山敦子殿

平成 15 年 5 月 3 0 日
総合規制改革会議
議長 宮内義彦

資料等提出依頼

5月13日に開催された第7回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：6月4日（水） 12：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させて頂きます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させて頂きます。

記

1. 公設民営について

(1) 御省のご説明によれば、貴省は義務教育について、官（国及び地方公共団体）が100%関与する「公立学校」と、学校法人（特区における株式会社を含む。）が100%関与する「私立学校」の2種類のみを想定しているようであるが、教育機関として、これらのいずれかのみしか適切でないと言われる具体的な根拠を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。例えば、官と民との関与が50%ずつとなった場合に、突如、問題が発生するとされることについて、貴省が想定されている問題及びその理由について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(2) 公設民営において、地方公共団体自身が最終的責任を負うと希望した上で、学校法人以外の株式会社、NPOに委託した場合、どのような問

題が生じると貴省は考えているのか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

2. 大学・学部・学科の設置等の自由化について

(1) 貴省のご説明によれば、学問分野については、「国際的に共通するスタンダード」があり、それにより17の学問分野を定めているとのことであったが、当該「スタンダード」について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(2) 融合学際分野の学部・学科の新設に当たり、認可制とされる理由について、詳細にご教示頂きたい。

また、これらの学部・学科の新設を届出制とした場合に、異なる学部間で学科の移動をおこなった場合、同一学位内での学科の移動と比べて、学生の保護に関して、どのような問題が生じると考えられるのか、また、それが大学の質の向上を妨げるとする具体的な根拠について、貴省の見解を具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

3. 幼保一元化について

(1) 貴省のご説明によれば、「幼稚園は教育機関であり、保育機関と異なる」とのことであるが、保育所出身者と幼稚園卒園者に関する追跡調査等で、教育効果に違いがある」という具体的な論拠及びデータをご教示頂きたい。

(2) 厚生労働省においては、保育所について、全国規模で、株式会社による経営を認めているが、預かり時間などにおいても両者間に本質的な差がなくなりつつある中で、貴省が幼稚園について、株式会社等の参入を全国規模において認めない根拠について、単に学校教育だから認めないという以外の理由について具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

以上

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）（抜粋）

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。